

建設省住建発第109号
昭和63年11月24日

都道府県住宅主務部長殿

建設省住宅局住宅建設課長

公共住宅の吹付けアスベストに係る当面の対策について

吹付けアスベストについては、昭和63年2月1日付けで「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」（環境庁大気保全局大気規制課長、厚生省生活衛生局企画課長通達）が都道府県環境主管部長等あて通知されたところであるが、同通知において紹介している吹付けアスベストの処理に関する日本石綿製品工業会のマニュアル等も参考に、関係各省庁の協力を得て吹付けアスベストの調査診断方法、処理方法等についての一連の技術をまとめた「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」が策定され、昭和63年6月30日付けで、建設省住宅局建築指導課長から特定行政庁建築主務部長あて送付されたところである。

公共住宅事業主体においては、すでに同通知に基づき必要な措置を講じられているものとするが、今後は、上記指針を参考に、なお的確なアスベスト対策を継続されるようお願いするとともに、この旨、貴管下公共住宅事業主体にも十分周知されたい。

また、アスベスト対策の的確な実施のため、吹付けアスベストを使用した団地について必要事項を整理した台帳（別添、参考）を事業主体毎に作成し、都道府県は、これらに基づき必要な報告を求める等、貴管下公共住宅事業主体の適切な指導を併せてお願いする。

なお、公営住宅の吹付けアスベスト改修工事については、既設公営住宅改善事業の補助対象工事として取扱う方針であるので、適切な改修計画を策定し、計画的な事業実施に努められたい。

吹付けアスベスト管理台帳 (参考)

事業主体		団地名		所在地		担当部課(電話番号)		直轄・委託(委託先)	
住宅の種類		構造	主な住戸形式	専用床面積	戸数	建設年度	管理点		管理点
備考		維持保全計画							
調査診断		維持保全記録							
処理状況		部位別安定度診断結果							
調査時期									
調査内容									
使用部位									
箇所数									
面積									
種類等									
劣化状況(目視)									
測定濃度									
診断結果									
工法									
工事完了期日									
工事業者名									
その他 工事記録									

注1) 測定濃度及び種類等については、調査を実施した場合に記入する。
 注2) 維持保全記録については、事業主体より報告を受ける場合に記入する。

本件行政文書開示請求概要(詳細は請求書参照)

請求者名：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

請求文書：アスベスト対策に関する文書

請求文書数

○ 官庁営繕部 16本(うち1本は技術調査課と共管)

○ 他局 15本

合計 31本

佐宅